

◎奈良県青少年の健全育成に関する 条例施行規則

制定 昭和三十二年三月三十一日 規則第五十九号
 改正 昭和三十八年三月十五日 規則第三十八号
 平成三年九月三十日 規則第二十一号
 平成六年三月三十一日 規則第五十七号
 平成十二年三月二十八日 規則第六十号
 平成十二年三月三十一日 規則第七十号
 平成十五年三月三十一日 規則第五十七号

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県青少年の健全育成に関する条例（昭和五十一年十二月奈良県条例第十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(推奨の申出)

第三条 条例第十五条の規定により知事が推奨することが相当であると認める者は、優良映画、書籍等推奨申出書（第一号様式）によりその旨を知事に申し出ることができる。

(有害興行の揭示)

第四条 条例第二十条第三項の規定による揭示の様式は、第二号様式によるものとする。

(有害図書類とする写真等の内容)

第五条 条例第二十一条第二項第一号から第三号までに規定する規則で定める内容は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 廣 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で、次のいずれかに該当するもの（陰部を明らかに連想させるように陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）
- ア 陰部の部位を誇示し、又は露出した姿態
- イ 自慰の姿態
- ウ 愛撫の姿態
- エ 排泄の姿態
- オ 緊縛の姿態
- 廣 性交又はこれに類する行為で、次のいずれかに該当するもの（陰部を明らかに連想させるように陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）
- ア 男女の性交
- イ 強姦その他のりよう辱行為
- ウ 同性間の性交行為

エ 変態性欲に基づく性交行為

(図書類自動販売機管理者の要件)

第六条 条例第二十四条第二項に規定する規則で定める要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 廣 未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人でないこと。
- 廣 当該図書類自動販売機を設置する市町村の区域内に居住し、適性に図書類の販売を管理できる者であること。

(図書類の自動販売機設置の届出等)

第七条 条例第二十五条第一項の規定による図書類の自動販売機の設置の届出は、図書類自動販売機設置届出書（第三号様式）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- 廣 自動販売機の設置場所附近の見取図
- 廣 図書類自動販売機管理者の住民票の写し
- ・ 図書類自動販売機管理者が、条例に定める図書類自動販売機管理者となることを承諾し、かつ、図書類自動販売機管理者としての義務の履行に関し、必要な権限が付与されていることを証する書類
- ・ 自動販売機の設置場所を提供する者が、その設置を承諾していることを証する書類

2 条例第二十五条第一項第六号に規定する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 廣 条例第二十五条第一項第二号から第五号までに掲げる者の電話番号
- 廣 自動販売機の名称、型式及び製造番号
- ・ 自動販売機による図書類の販売開始予定年月日
- ・ 図書類の自動販売機設置届の変更の届出等

第八条 条例第二十五条第二項の規定による届出に係る事項の変更の届出は、図書類自動販売機設置届出事項の変更届書（第四号様式）に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- 廣 条例第二十五条第一項第三号に掲げる事項を変更した場合
前条第一項第二号及び第三号に掲げる書類（図書類自動販売機管理者が同一人であつて、当該者の住所又は氏名を変更したときは、同項第三号に掲げる書類を除く。）
- 廣 条例第二十五条第一項第五号に掲げる事項を変更した（同号に規定する者が同一人であつて、当該者の住所又は氏名を変更したときを除く。）場合
前条第一項第四号に掲げる書類
- 2 条例第二十五条第二項の規定による販売の廃止の届出は、図書類自動販売機廃止届出書（第五号様式）を提出して行わなければならない。

(表示方法)

第九条 条例第二十六条の規定による表示は、表示票（第六号様式）を自動販売機に張り付けて行わなければならない。

(深夜興行の揭示)

第十条 条例第三十三条第二項の規定による揭示の様式は、第七号様式によるものとする。

(措置命令書)

第十一条 条例第二十三条第二項及び第二十九条第二項の規定による措置命令は、措置命令書（第八号様式）によるものとする。

(立入調査員の指定)

第十二条 条例第三十七条第一項の規定により立入調査を行う者は、次に掲げる者のうちから知事が指定するものとする。

- 廣 知事の事務部局の職員
- 廣 教育委員会の事務部局の職員
- ・ 警察職員

(立入調査員証)

第十三条 条例第三十七条第二項に規定する身分を示す証明書は、第九号様式によるものとする。

附則

この規則は、昭和三十二年四月一日から施行する。

附則（昭和五十八年規則第三十八号）

(施行期日)

1 この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 奈良県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十七年十二月奈良県条例第五号）附則第二項の規定による届出には、改正後の奈良県青少年の健全育成に関する条例施行規則第七條第一項の規定を準用する。

附則（平成三年規則第二十一号）

(施行期日)

1 この規則は、平成三年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際改正前の規則の規定により交付されている許可証、証明書等で現に効力を有するものは、改正後の規則の規定により交付されたものとみなす。

3 この規則の施行の際改正前の規則の規定により現に提出されている申請書、届出書等は、改正後の規則の規定により提出されたものとみなす。

4 この規則の施行の際改正前の規則の規定により用紙で現に残存するものは、改正後の規則の規定にかかわらず、平成四年三月三十一日までの間なお使用することができる。

附則（平成六年規則第五十七号）

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附則（平成十二年規則第六十号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成十二年規則第七十号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年規則第五十七号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に奈良県青少年の健全育成に関する条例（昭和五十一年十二月奈良県条例第十三号）第二十四条の規定により置かれている図書類自動販売管理者に係る要件については、この規則の施行の日から起算して六月を経過する日までは、同条例第二十五条第二項の規定による届出をするときを除き、この規則による改正後の奈良県青少年の健全育成に関する条例施行規則第六条第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。